

社地域小中一貫校の開校時期を令和 7 年度とすることについて

5月13日開催第7回加東市社地域小中一貫校開校準備委員会の「協議内容（3）開校時期について」を前もってご説明いたします。

社地域小中一貫校の開校時期については、平成28年1月の定例教育委員会において、令和6年度としました。

令和元年度に行いました「社地域小中一貫校基本計画策定」の際に、工事中の学習環境の悪化を回避することや、事業費の縮減を大前提として工事を行うためには、仮設校舎を建設せずに既存施設の長寿命化改修を行う必要があり、令和6年度の開校が困難ではないかとの課題を持っていました。

《基本計画抜粋》

6-2. 今後の課題

①小中一貫校としての供用開始時期延期の可能性

イニシャルコスト縮減及び教育環境悪化回避のため、仮設校舎を建設せずに、既存施設の長寿命化改修を行うことにより、令和6年4月段階では部分的に未整備施設が残り、全面的に施設使用開始が可能な時期は令和6年11月となる。令和6年4月に全面的に施設使用を開始する場合は、仮設校舎の建設が必要である。

②工事工程延長の可能性

造成工事と学校整備工事の発注を一括して行い、造成工事を令和4年4月から行う場合には、全体工程が延びるため、造成工事を早める必要がある。

令和2年度に加東市社地域小中一貫校基本設計・実施設計を選定するプロポーザルを実施し、採用した業者の提案書では令和6年5月工事完成、8月開校とのことでしたので、基本設計を行うにあたって、工事工程の工夫で完成の時期が、計画どおりに令和6年4月開校に前倒しができないものか検証することにしました。

社地域小中一貫校の建設工事は、中学生が学校生活を送る中での工事となりますので、そこで重要なのは、各種工事を行う中で、いかに順序良く、学校生活に支障をきたさず工事が行えるかの工事工程となります。できる限り工事と学校生活がともに共存して行えるよう、中学生の学習環境と安全の確保を優先し、工程計画とリンクする工程図を検証しました。

令和6年4月開校とした場合、本体工事、長寿命化改修工事の工期が令和4年度から5年度の2か年で行うこととなる関係上、多くのデメリットが発生します。

1 2か年の工事期間により、工事を集中させる必要が生じ、各所で工事を行っているため、工事中の騒音や教室等の利用制限により、集中できる学習環境を確保することが困難であって、検証を行うと仮設校舎が必要になります。また、仮設校舎を建設する場所は300mのグラウンドとなり、利用制限が大きく発生してしまいます。

- 2 中学生の引越ししが3回以上発生し、負担が大きくなります。
- 3 増築工事や既存校舎の長寿命化工事など各所で工事を行っている関係上、中学生の安全の確保が困難となります。
- 4 工期を優先するため、多くの工事が並行して行われることから、多くの資材・作業ヤードを確保する必要が生じて、校地の利用や学校行事などに多くの制限が生じます。

以上のことと踏まえ検証しました結果、令和6年度開校をめざして工事工程を組むより、やはり一番に優先すべきは、出来る限りの中学生の学習環境の確保と安全性であると判断し、基本設計には、「基本設計書（概要版）5/5P」のとおりの工事工程を組みました。これによって、

- 1 工期を3年と長く確保することで、学校の教育活動への影響が少ない。
- 2 工事の工区区分が明確なため、中学生の安全を確保しやすい。
- 3 引越しの回数が最小限に収まる。

と大きなメリットがあります。

以上のことから、基本設計において令和7年度開校となりました。